

一般事業資金 制度要領

(目的)

第1 この要領は、中小企業者が事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営基盤の強化を図ることを目的とする。愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(融資条件)

第2 要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名 (略称)	一般事業資金 (略称「一般事業」)
(2) 融資対象	中小企業者
(3) 資金使途	事業資金
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年以内 年1.3%以内
(6) 金利区分	通常利率
(7) 貸付方法	証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引
(8) 返済方法	分割返済又は一括返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	
(12) 申込受付機関	取扱金融機関

(その他)

第3 この要領に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。